

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年6月28日（金）第16号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定（保健医療福祉課取扱い） 1  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1  
 ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（生活衛生課取扱い） 2  
 ○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）（生活衛生課取扱い） 2  
 ○肥料の登録（経営技術課取扱い） 2  
 ○土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 3  
 ○県営土地改良事業の工事の完了（2件）（農地整備課取扱い） 3  
 ○道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3  
 ○道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4

## 公 告

- 落札者等の公告（管財課取扱い） 4  
 公安委員会公告  
 ○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第164号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島整形外科病院	霧島市国分野口東8番31号

## 2 認定の有効期限

令和4年6月30日

## 鹿児島県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		

有限会社ライ フデザイン	南さつま市金 峰町中津野 1207番地1	さつま訪問看 護ステーショ ン谷山	鹿児島市清和 三丁目11-6	令和元年 7月1日	育成医療・更 生医療
-----------------	----------------------------	-------------------------	-------------------	--------------	---------------

**鹿児島県告示第166号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第1型）  
(2) 業務従事者講習（第1型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和元年10月27日	サン・あもり	霧島市隼人町見次1371番地
令和2年2月2日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職 業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

- 4 受講料  
(1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては、8,000円）  
(2) 特管物研修 3,000円  
(3) 業務従事者講習 4,500円

**鹿児島県告示第167号**

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修及び講習の名称  
(1) クリーニング師研修（第2型）  
(2) 業務従事者講習（第2型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和元年9月2日	令和元年12月24日	令和2年2月10日

- 4 受講料  
(1) クリーニング師研修 5,000円  
(2) 業務従事者講習 4,500円

**鹿児島県告示第168号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1350号	令和元年6月14日	令和4年6月13日	魚廃物加工肥料	Wフィッシュ	窒素全量 5.0 りん酸全量 3.4	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	株式会社厚石園	枕崎市桜山東町974番地

**鹿児島県告示第169号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、蓬原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事 牧本 作男 志布志市有明町蓬原112番地  
 理事 前田 貞三 曾於郡大崎町菱田3145番地  
 理事 平井 哲郎 志布志市有明町蓬原2083番地  
 理事 山迫 健蔵 志布志市有明町蓬原2015番地  
 理事 児玉 公治 志布志市有明町原田2122番地12  
 理事 上村 文夫 曾於郡大崎町菱田3468番地  
 理事 永井 勝将 曾於郡大崎町菱田664番地1  
 監事 野口 春男 志布志市有明町原田1844番地  
 監事 川越 深 曾於郡大崎町菱田984番地1

（任期 平成31年3月28日から令和5年3月27日まで）

## 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 牧本 作男 志布志市有明町蓬原112番地  
 理事 稲付 道憲 志布志市有明町蓬原329番地1  
 理事 上野 紀男 志布志市有明町蓬原3286番地  
 理事 前田 貞三 曾於郡大崎町菱田3145番地  
 理事 山重 國義 志布志市有明町原田1466番地4  
 理事 中島 博文 曾於郡大崎町菱田2344番地4  
 監事 野口 春男 志布志市有明町原田1844番地  
 監事 川越 深 曾於郡大崎町菱田984番地1

**鹿児島県告示第170号**

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）柿之木地区の工事は、平成31年3月27日に完了した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第171号**

土地改良事業県営農地保全整備（農地侵食防止）（旧：シラス対策）（農業用排水施設整備）川西地区の工事は、平成27年1月29日に完了した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第172号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和元年6月28日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 三反園訓	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	447号	伊佐市大口青木字野下口間根ヶ平国有林2081林班な林小班地先から2081林班に1林小班地先まで	前	5.7～13.2	322.0
			後	5.7～13.2	322.0
		後	10.0～35.0	221.3	

### 鹿児島県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和元年6月28日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	鹿児島県知事 三反園訓	
			供用開始の期日	
国道	447号	伊佐市大口青木字野下口間根ヶ平国有林2081林班な林小班地先から2081林班に林小班地先まで	令和元年 6月28日	

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年6月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
ライフル射撃競技用電子標的システム 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札者を決定した日  
令和元年5月14日
- 落札者の氏名及び住所  
日本ビーム株式会社  
東京都港区港南四丁目6-2-2901
- 落札金額  
68,273,280円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札  
7 一般競争入札の公告を行った日  
平成31年4月2日

## 公安委員会公告

### 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年6月28日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
令和元年8月19日（月）から同月23日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
  - (2) 追加取得講習  
令和元年8月22日（木）及び同月23日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所  
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、最近5年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - (2) 追加取得講習  
受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近5年間に4号の警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）
  - (1) 新規取得講習  
5人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
  - (2) 追加取得講習  
5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和元年7月8日（月）から同月12日（金）まで
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 受付場所
    - ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

ウ 履歴書 1通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490